

行政不服審査法改正に伴う千葉県宅地建物取引業法施行細則の改正について

1. 改正理由

行政不服審査法の改正により、異議申立てが廃止され、審査請求に一本化されることに伴い、当県においても、千葉県宅地建物取引業法施行細則を改正するものである。

2. 改正内容

様式中、「宅地建物取引業」を営もうとする者に対する「免許拒否通知」及び「宅地建物取引士」の登録を受けようとする者に対する「登録拒否通知」について、改正する。

3. 施行期日

平成28年4月1日から